

【論文】

戦後福島県女性史によせて

伊部正之

1. はじめに—なぜ福島県女性史か

福島県による福島県女性史編纂事業（1993～97年度）の開始を前にして、なぜか筆者にもお呼びがかかった。筆者自身は歴史家でもないし、それらしい実績があるわけでもなかった。にもかかわらず、この事業の責任者となるはずの著名な女性歴史学者（当時は福島県立医大の現役教授）から電話でお誘いをいただいたとき、いつもながらの「断り下手」も手伝って、あっさりと引き受けてしまった。本来ならば、全体の基本計画とかスタッフの配置構想（つまりは自分の位置や役割）とかを伺って、自分自身の都合なども考え合わせて、慎重にお答えするのが筋であるはずであった。ところが、田舎育ちの律儀さ・義理堅さが災いして、また、先方からの電話を長びかせては失礼になるという思いもはたらいて、ほとんど無抵抗なままに受諾してしまった。おまけに、「お引き受けした以上は、真剣にやらせていただきます」などといえば、「大変心強いお言葉です。よろしくお願ひ致します。」というお言葉をいただくしかなかった。はたして、当時この大先生が筆者をどう認識し、どう位置づけていたかは知る由もないし、本当は本命の専門家に体よく断られた上での苦肉の「仕方なし」的な代打起用であったのかもしれない。しかし、電話の主は何しろ才色兼備（本来は縁談・結婚式用語ではあるが）の大学者・大教授であり、筆者の方が勝手に金縛りになっていたというべきであろうか。

ともあれ、筆者はこうして女性史なるものに多少とも本気で関わらざるをえなくなった。そこで、筆者と女性あるいは歴史との付き合いはどうだったであろうか。「女性」については社会政策・労働問題の重要不可欠なテーマとして、女性問題の入門書や専門書を学部や大学院の演習などでしばしばとりあげ、時には別枠で女性問題演習を開いたこともあった。そこでのひとつの結論は、女性（労働）問題はまさしく男性（労働）問題でもあるということである。また、「歴史」についていえば、筆者が大学院時代から手掛けてきたアパルトヘイト（南アフリカの人種隔離）問題にしる、筆者が福大経済学部にて在職してから余業的に手掛けてきた常磐炭礦資料や松川事件資料にしる、およそ立入った歴史的解明ぬきには何事も明らかにならないということである。

さて、女性史編纂委員会が発足してみると、筆者は7人の「学識経験者」に属しており、そのなかでも唯一の男性委員であった。この「学識経験者」はほどなく編纂小委員会を構成することになり、この小委員会が編纂事業あるいはその結果としての「福島県女性史」の編集全体に責任を負うとともに、各自が部会に責任を負うことになった。委員のなかには、外地留学や海外出張などでやむなく休業状態となる者もあり、結局は出席率抜群の筆者が「現代」部会を割り振られた。本当は

女性を取り仕切る「福島県女性史」の方が押し出しもよく、筆者などはあくまでも脇役でよかったです。

それはさておき、改めて「女性史」とは何かが問われねばならなかった。「女性史」=「女性の歴史」では、正解であっても無意味であった。そこで、小委員会を中心に女性史の方法をめぐって何度か研究会を開いて、いくつかの文献を読み合った。しかし、部分的には教えられる点もあったが、手さぐり状態にある筆者にとっては、「これで行ける」というには至らなかった。要するに、女性史に関する知識の蓄積が圧倒的に不足していたのである。そこで、女性史に関連する文献をあれこれ読みあさり、あるいは「一般史」に関する文献のなかに女性史に関連する材料を読みとることにした。つまり、こうした量的蓄積がやがては質的な展開をもたらす、方法論上の理解にも役立つであろうということである。そして、実際その結果として、少々ことは学びえたかもしれない。

すなわち、一般に歴史のヒナ型としてヨーロッパ世界をイメージし、これを尺度として諸地域史の「発展段階」を評価する方法が久しくわれわれの歴史観を支配してきた。これを基準にすれば、ヨーロッパ世界は歴史的「善」の代表であり、これに後れをとったその他の世界はそれ自身が歴史的「悪」となる。そして、たとえば「善」世界による「悪」世界の植民地化は、「悪」を「善」に導くための歴史的「善行」ということになる。さらに、これに宗教的教義と人種主義が加重されれば、黒人奴隷制度やアパルトヘイト体制なども無上の「善行」となり、日本のアジア侵略や朝鮮支配についても「良いこともした」し「感謝されてしかるべき」だという見苦しい邪悪な結論にもなる。世界史はいま、諸民族の自決とアイデンティティ（自己確認）の確立を目指して、自らの歴史を掘り起こし、独自の歴史的発展の正当性を主張しつつある。

そして、この関係は一国内部の歴史認識にも問われつつある。すなわち、全体史（あるいは中央史）と地方史（地域史）との関係、あるいは全体史（えてして男性中心史）と女性史との関係などについても、現実を反映した主・従の関係が支配してきたということである。したがって、全体史と地方史、全体女性史と地方女性史という基本的な4要素を想定し、そのなかでも地方女性史がもっとも従属的な位置関係にあったことを認識したうえで、地方女性史を基軸に組み立てていくことが、女性史の一分枝としての地方女性史についてとくに意識される必要があるといえよう。

とはいえ、実際に「現代」部会を主宰し、新たに執筆委員にお願いした方々の報告を聞きながら感じたことは、いわばわれわれの同時代史ともいべき現代（戦後期）についても、資史料の保存がきわめて乏しいということである。したがって、個々の女性たちの生活体験や歴史体験を個別に聴きとって収録する「文集」的なものをつくるならいざしらず、資料的な裏付けをもって臨場感ゆたかに歴史を記録するという仕事は、短期の片手間的な作業ではよくなしえないことも明らかであった。また、実際に「女性史」をまとめるにあたっては、各方面を代表する編纂委員会の意見・要望・気分などにも応えなければならず、あるいはまた、執筆者の責任原稿にたいする行政側からのあれこれの注文にも少なからず配慮する結果となった。さらに、取り上げるべくして取り上げられなかったテーマもあり、論述が十全ではない部分も残ってしまった。

ともあれ、そこで以下では、戦後福島県女性史について筆者がこの間に獲得しえた知見の一端を略述し、今後のより本格的な女性史研究のための一助としたいと思う。

2. 占領期の女性たち

1945年8月15日、日本はポツダム宣言を受諾して無条件降服し、太平洋戦争（第2次世界大戦）は日本軍国主義の敗北をもって終結した。それは長くきびしい15年戦争からの解放でもあった。

太平洋戦争による県民生活の犠牲と混乱はきわめて重大なものであった。たとえば、県内の戦災者は3,000世帯、1万数千人を数えた。戦争末期には40万人近くの疎開者や罹災者が流入し、戦後の半年間だけで8,000人が復員し、1万人が海外から引揚げてきた。そして、軍需生産の停止、戦時動員の解除、男子の復員・復職などによって、女子従業員の大量解雇が相次ぎ、失業者があふれた。さらに、こうした人口急増のうえに1910年以来の大凶作も重なって、深刻な食糧危機が発生した。

敗戦と同時に連合軍による占領支配が開始された（9月には福島県にも占領軍が進駐）が、その実態はアメリカ軍による事実上の単独占領であった。したがって、対日占領政策の基本は事実上アメリカ政府によって決定され、連合軍総司令部（GHQ）をつうじて実行された。その基本は日本の軍国主義の抑止と民主化の助長であった¹⁾。この立場から、GHQは軍隊の解散、軍需生産の停止、戦犯の逮捕、国策遂行団体の解散、弾圧立法の廃止、思想犯の釈放などを矢継ぎ早に指令し、さらに、10月11日には、占領政策の基本大綱ともいふべき「民主化5大改革」を指令した。その内容を福島県女性史の視点から略述していくことにする。

5大改革の第1は、参政権の付与による婦人の解放であった。これをうけて45年12月には衆議院議員選挙法が改正され、従来の25歳以上男子普通選挙権にかえて、20歳以上男女に普通選挙権が認められた。さらに、46年9月の地方制度改革と47年2月の参議院議員選挙法の制定によって、全ての公職選挙における男女平等が実現されることになった。

そこで、46年4月10日の戦後初の衆議院議員総選挙（これは同時に制憲議会選挙の意味ももっていた）では、総定数464人中39人の女性議員が当選し、福島県選挙区（定数13人）では榊原千代と山下春江の2人が当選した²⁾。しかし、女性立候補者・当選者の多くは、戦争責任を問われた公職追放者の身代り候補者であり、この選挙で福島県から当選した11人の男性議員のうち、その後6人が公職追放（議員失格）となっている。また、この選挙は大選挙区制限連記制（全県1区3名連記）のもとで実施され、それが高い新人当選率（81%）と革新系・女性議員の進出を容易にしたとみられた。こうして、保守会派の提案によってほどなく中選挙区単記制が復活し、公職追放解除による戦中派議員の復活なども相まって、その後女性議員数は停滞する。また、47年4月の初の参議院議員選挙（初回につき総定数を選出）では、総定数250人中10人の女性議員が当選した。さらに、同じ47年4月には初の統一地方選挙が実施され、県内の市町村議会議員選挙では、当選者6,238人中16人が女性であった。

5大改革の第2は、労働組合の助長を柱とする労働改革であった。GHQが労働組合に期待したのは、労働者自身による生活擁護運動の発展であり、軍国主義の抑止力となることであった。こうして、未曾有の失業、インフレ、窮乏のなかで労働運動が急速に発展し、県内でも婦人部をもつ労働

1) 「占領後における米国の初期の対日政策」(1945.9.22アメリカ政府声明)。

2) 榊原千代はその後福島1区に回って計2回（連続）当選し、山下春江は同じく福島2区に回って計6回当選した。なお、49年1月総選挙（戦後第3回）では福島県からの女性議員はゼロとなった。

組合が次々と結成された。労働組合婦人部は、職場における女性労働者の要求実現に力を発揮しただけではなく、他の婦人諸団体とも提携して地域の婦人運動の発展にも大きな役割を果たした。しかし、間もなく占領政策が日本の「民主化」推進から「従属的復活」に方向転換すると、労組婦人部の抑制³⁾や婦人運動からの労組婦人部の排除が推進されるようになる。

そこで、改めてGHQの婦人政策をみると、当初は軍国主義抑止の立場から、戦時国策団体としての大日本婦人会（日婦）の解体・再生防止とともに、アメリカ流の民主的な婦人団体の育成を図ろうとしていたことがうかがえる。すなわち、婦人たちを居住地で組織する地域婦人会は、民主化政策のなかでの社会教育団体（教養団体）、あるいは地域のための社会奉仕団体としての役割が期待されていた。また、それぞれの目的をもって組織されたいわゆる有志婦人団体⁴⁾の活動は、日本の民主化と女性の社会的地位の向上に資するものとして期待され、労組婦人部もまた然りであった。しかし、占領政策の方向転換の結果、地域婦人会の育成と掌握、有志婦人会や労組婦人部の抑制が明確になるなかで、戦中派婦人運動リーダーの復活も相次いだ。かくして、婦人運動における地域婦人会の比重が圧倒的に大きくなり、それは53年2月の福島県婦人団体連合会（県婦連）の結成に集約されていく。

5大改革の第3は、教育の自由化・民主化であった。すなわち、戦前の教育は「教育勅語」（1890年）に代表される軍国主義的・国家主義的性格を基本としており、女子教育については「家」制度にもとづく良妻賢母主義が貫かれていた。したがって、たとえば旧制の中学校と女学校では、格付けも教育内容も異なっていた。かくして、教育基本法（1947年）をはじめとする戦後の教育改革は、教育の機会均等、9年制義務教育、男女共学などを旨として再出発することになった。そして、48年には新制高等学校が発足したが、とくに福島県にあっては旧制の男女別学がそのまま引き継がれ、教育改革の理念とは相容れないままで推移していく。ともあれ、女子教育への需要が漸次高まるなかで、私立の高等教育機関の設置・拡充も展開し始める。戦時中の医師不足対策として44年に開学した県立女子医学専門学校は、戦後の新しい情況のなかで、51年に県立医科大学（47年創設）に統合された。

第4の柱は政治改革であり、これまでの専制的制度や機構が撤廃され、民主主義の原理が確立されることになった。大日本帝国憲法（1889年）に代えて新しい日本国憲法が47年5月3日に施行され、そこでは国民主権・恒久平和・基本的人権・民主主義・地方自治などの諸原則が定められた。47年11月の改正刑法は姦通罪を廃止し、48年1月の改正民法は家族制度（戸主制度）を廃止して妻の相続権を認めた。しかし、「家」制度の残存は農村部ほど根づよく、農村と都市の不可分離の関係のなかで、なお長期にわたって社会全体を支配しつづけることになる。とはいえ、新憲法と民主主義制度のもとで、古い因習の殻を打ち破ろうとする女性たちの力が育ち始めたのも事実である。

そして、第5の柱は経済機構の民主化であり、これまで日本社会を支配し旧体制を支えてきた寄制地主制や財閥の解体が具体化されていく。47年3月～50年8月の農地改革は、小作・自作農家を大幅に減少させた。しかし、この間の失業多発と婦農奨励のもとで、農家戸数は15万戸から16万

3) 「民主的労働組合及び民主的労働関係の助長について」（1948.12.22労働次言通牒）など。

4) 当初の有力な有志婦人団体としては、新日本婦人同盟（45.11結成→50.11日本婦人有権者同盟に改称）の郡山支部（45.12結成）、婦人民主クラブ（46.3結成）の平支部（48.10結成）などがあつた。

戸に増大し、零細経営はかえって拡大した。このため、農家はこれまでの高率小作料にかわる重税と低米価強制供出に苦しむことになり、相変わらずきびしい農作業と低い生活水準のもとにおかれつづけた。農村部における旧習やしがらみは、女性とりわけ嫁の立場を低く押さえつづけた。そして、この農村における忍従の要求と応諾こそは、保守的といわれる福島県の県民性をその後も特徴づけることになる。

他方では、福島県には財閥解体・軍需独占企業解体の対象となるべき工場、鉱山などは少なかった。しかし、福島県は石炭・電力の供給基地、東北・北海道への陸上交通の要衝地として、戦後復興にとって特別な役割を担っており、その結果、国鉄・炭鉱・電力をはじめとする労働運動の勢いは、むしろ全国水準を上回っていた。かくして、アメリカの対日政策の転換、49年ドッジライン政策（超均衡予算・デフレ政策）のもとで、失業の多発と労働運動の激化は不可避であった。福島県内でも、49年6月には常磐炭田の窮乏を背景とした平事件、8月には国鉄・東芝の大合理化を背景とする奇怪な松川事件が発生したが、両事件とも被告のなかに女性がふくまれていた。また、その後吹き荒れたレッドバージにおいても、犠牲者のなかに女性の姿があった。

以上、戦後体制の基本的枠組みともいうべき民主化5大改革の視点から占領期の福島県女性の状況をごく簡単にみてきたが、さらに若干の補足を付記しなければならない。

その第1は、戦争未亡人についてである。すなわち、さきの太平洋戦争では、福島県関係でも5万人が戦病死し、1万5,000人の戦争未亡人が残された。また、47年には未亡人の総数は5万6,000人をこえ、そのうち8,000人余が生活保護をうけていた。さらに、49年における母子世帯数は未だに1万世帯をかぞえ、それは全世帯数の3%にのぼっていた。戦後の経済的・社会的混乱のなかで、未亡人・母子家庭の暮らしはとりわけきびしく、売血や売春で糊口をしのぐ者も少なくなく、さらには悲惨な母子心中事件も後を絶たなかった。こうしたなかで、48年12月には福島県未亡人連盟が結成され、これを母体として50年7月には福島県未亡人会連絡協議会が結成された。これらの団体は未亡人や母子家庭の援護を国や県に働きかけ、授産所の開設や母子寮の建設などで具体的な成果を獲得していった。なお、主として戦争未亡人を対象としてきたこの団体は、その後67年には福島県母子福祉連合会となり、さらに、81年には福島県母子寡婦福祉連合会となって現在に至っている。

第2は1949年からの福島県婦人大会の開催である。すなわち、戦後の労働事情の混乱のなかで、47年9月には新たに労働省が設置され、そのもとに婦人少年局⁵⁾が設置された。そして労働省は、49年から「婦人週間」（婦人参政権の最初の行使日となった4月10日からの1週間）を設定し、さまざまな啓発活動に取り組むことになった。一方では、地域婦人会の育成・掌握につとめる福島県でも、婦人運動のひとつの結節点として県レベルの婦人大会の開催を構想した。かくして、GHQ福島軍政府・県社会教育課の強力な後押しのもとに、実行委員会方式による第1回福島県婦人大会が49年6月に郡山市で開かれた。そして、大会の目標・スローガンは労働省「婦人週間」からの借用とされ、大会運営については福島軍政府からのきびしい介入をうけた。また、行政主導の大会運営などをめぐって、地域婦人会と有志婦人会、労組婦人部の間に亀裂が深まった。ともあれ、県婦人大会のこうした方式は日本が主権を回復する52年の第4回大会までつづき、53年第5回大会からは

5) その出先機関として、48年3月には婦人少年局福島職員室が設置され、それは52年8月には福島婦人少年室となり、さらに97年10月には福島女性少年室に改称する。

県婦連の独自開催となって現在に至っている。県婦人大会は 98 年に第 50 回大会を迎える。

そして、米ソ間の世界的規模での冷戦対抗の本格化、アジア・極東情勢の激変のなかで、アメリカの対アジア・極東戦略における日本の軍事的・経済的・政治的重要性はますます明らかとなった。こうして、連合軍（戦勝諸国）による対日共同占領の体制を終わらせて排他的な日米関係を築くべく、51 年 9 月には対日講和条約と日米安保条約が結ばれ、52 年 4 月に発効した。その結果、日本は主権（独立）を回復したものの、アメリカ占領軍は駐留軍の名のもとに存続し、対米従属の体制が再構築された⁶⁾。

3. 高度成長期の女性たち

52 年 4 月の日本の主権回復は、GHQ＝アメリカ軍という超憲法的な絶対的権能を前提としない新しい政治・経済体制づくりを必要としたが、それは一口にいえば、戦後当初になされた民主的な諸改革を帳消しにする「逆コース」をたどるものであった。その結果、政治的には社会党の再統一と保守合同による「55 年体制」（実体の乏しい 2 大政党制、その実は保守長期政権体制）、経済的には銀行・金融機関を中心とする戦後型独占資本支配の確立がもたらされた。こうして日本は、保守安定政権と新しい独占企業集団を柱とする高度経済成長が、50 年代後半から 70 年代初めにかけて展開することになる。そして、高度成長が主として重化学工業化とエネルギー革命を内容としていた以上、その背後では農業や石炭産業などの斜陽化をとまなわざるをえなかった。

すでにみたように、戦後の農地改革にもかかわらず、零細自作農の経営はきびしく、そうした農業経営の不安定化は、戦後新たに組織されることになった農協の経営基盤をも危うくし、いわゆる不振農協を増加させた。そこで、農協経営の危機打開策の一環として、農村共同組合婦人会すなわち農協婦人部の組織化が始まり、52 年 12 月には福島県農協婦人部連絡協議会が結成された。農協婦人部は純農村部にあっては地域婦人会と重なり合うことになり、場合によっては地域婦人会に代位することにもなる。ともあれ、農協婦人部は何よりもまず農協強化のための補助機関としての役割をもっており、この立場から農協貯蓄やクミアイマーク商品愛用運動などに取り組み、後には米価要求運動の動員部隊の一翼を担うことにもなる。農協婦人部はまた、農家生活の改善と近代化、農業婦人の地位の向上を図るという独自の要求と役割を担っており、季節託児所の設置、衣食住の改善、冠婚葬祭の簡素化、過重労働の軽減と健康増進、愛妻田（主婦の自由な財源）の設置、若妻会の組織化などに取り組んだ。なお、福島県農協婦人部連絡協議会は、その後 62 年 4 月には福島県農協婦人部協議会となり、さらに 96 年 4 月には JA 福島女性部協議会に改称する。

また、浜通りの漁村地域にあっても、上記の農協婦人部ときわめて類似した動機や経過のもとに、58 年 9 月に福島県漁協婦人部連絡協議会が結成された。

農協婦人部や漁協婦人部は、一面では地域密着型の地域婦人会と共通した性格をもつとともに、他面では農協・漁協という親組織の存在を前提としており、その意味では労組婦人部や商工団体婦人部と相通じる性格をもっている。そして、61 年 4 月施行の新しい国民健康保険・国民年金制度のも

6) 米軍基地の存続は各地で悪影響をもたらし、これに反対する有志婦人を中心として、52 年 5 月には日本子どもを守る会、9 月には福島子どもを守る会が結成されて、活発に活動した。

とで、他の被用者階層との歴然とした格差を残しながらも、農・漁民など一般国民の福祉の向上にとって新たな一步が踏み出されることになった。

その一方で、独立の回復によって自由度を高めた日本の婦人運動は、より広く世界にまでも目を向けるようになり、それは福島県のような地方の婦人運動にも波及した。

すなわち、52年5～7月に戦後初めてソ連・中国を訪れた高良とみ参議院議員の帰国報告会が福島市や若松（会津若松）市でも開かれ、統一した婦人組織の結成が呼びかけられた。その結果、53年5月には日本婦人団体連合会（婦団連）が結成され、国際民主婦人連盟（国際民婦連）にも加盟した。こうして、日本の婦人運動は、世界の婦人運動と明確なつながりをもつようになった。その結果、53年6月の世界婦人大会（コペンハーゲン）に向けて第1回日本婦人大会が5月末に開かれ、ここから10人の日本代表団が派遣された⁷⁾。そして、53年12月に第2回日本婦人大会が開れて後、54年には各地で地方の婦人大会が開かれるようになり、3月には福島県でも6団体共催による「婦人の生活と権利、平和を守る第1回福島県婦人大会」が福島市で開かれた。この大会は、占領末期にかけて離間の傾向にあった労働婦人と家庭婦人の再結集にも大きな力となった。さらに、この両者の結集を促す力となったものとして、同じく県内各地で組織され始めた「母と女教師のつどい」があり、それを支える女教師の結集があった。

そして、54年3月1日、静岡県焼津市のマグロ漁船第5福竜丸が、太平洋ビキニ環礁におけるアメリカの水爆実験で被爆し、9月には乗組員の久保山愛吉が死亡した。こうして、東京杉並の婦人たちから始まった原水爆禁止の運動が全国に波及し、県内でも主要都市で婦人たちによる署名運動が展開された。そして、この後原水爆禁止運動は、日本を代表する世界的な平和運動となっていくとともに、多くの女性たちがこれに参画していくことになる。

その一方で、日本の婦人たちからの水爆実験禁止の訴えをきっかけとして、国際民婦連主催の「子供の幸福と安全を守るための世界母親大会」が55年7月にローザンヌで開かれることになり、この世界大会への参加準備をかねた第1回日本母親大会が6月に開かれ、これには福島県からも9人が参加した。こうして、日本母親大会が以後毎年開かれると同時に、56年には福島市母親大会が始まり、さらに58年からは福島県母親大会も始まった。そして、59年7月の第2回福島県母親大会の決議が、日米安保条約の改定に反対して地域での学習を呼びかけたことをとらえて、県教育委員会が大会補助金を打ち切るという事態が発生した。県が社会教育活動の一環として母親大会に補助金を交付する場合に、その大会内容のあれこれに口出しして介入することは、やはり節度をこえた官僚主義の誤りというべきであろう。ともあれ、この問題は日本母親大会にも報告されて運動の自主性を守る立場が支持された一方で、開催地自治体からの相次ぐ補助金打ち切りによる財政的困難、参加団体等の動揺などによって、福島県母親大会の存続に少なからず困難が発生した。しかし同時に、ねばり強い意志疎通の努力、全員一致にもとづく行動など、困難な経験をつうじて学びとった組織運営の実践的教訓も少なくなかった。こうして、68年には第14回日本母親大会を初の地方開催として受け入れる力量も示された。この福島開催は高度成長のなかでの農業問題の深刻化を背景とするものであった。そして、母親大会をつうじて社会への目を開からた女性たちも少なくなかった。

7) 団長は高田なほ子参議院議員（福島県出身）で、団員には遠藤千恵（自治労県本部婦人部長）がふくまれていた。

他方では、県婦連の主催による福島県婦人大会は、安保改定問題のような「政治」問題を直接取り上げることなく、高度成長のひずみから生ずるさまざまな問題を主として生活者のレベルから解決しないし緩和すべく取り組んできたのであり、その限りでは県や自治体との良好な関係も損なわれることはなかった。また、県婦人大会がその後折りにふれて「政治」を取り上げた場合にも、そこには体制批判的な要素はきわめて稀薄であり、行政との衝突などという事態は基本的にありえなかった。

ところで、日本中をゆるがせた 60 年の安保改定問題には、多くの婦人たちが組織としてあるいは個人として関わりをもった。そして、そこから引き出された教訓は、一方では婦人たちの大同団結の必要であり、他方では各政治勢力からみた婦人層の結集と組織化の必要であった。

ただし、婦人たちによる自主的な大同団結への直接の契機となったのは、安保問題のような「政治的」な問題よりも、小児マヒの大流行にたいして生ワクチンの輸入を実現させるという一見「非政治的」な問題であった。とはいえ、厚生省がソ連製生ワクチンの投与を認めなかった（ソ連を嫌い、アメリカの製薬会社に配慮した）結果として事態を一層悪化させたことは、小児マヒ・生ワクチンのような問題でさえ本質的には「政治的」な問題でもあることを免れなかった。かくして、このような切実な母親運動の経験をつうじて、全国と地域で日常的に活動できる個人加盟の婦人組織を求める声が高まり、62 年 10 月の新日本婦人の会（新婦人）の結成に結実した。しかし、その直前の 4 月には母親運動をともにしてきた一部の人たちによって日本婦人会議が結成され、母親運動・母親大会に新たな分裂要因が発生した。その背後には、60 年安保問題の後に本格化した主要政党による婦人組織の育成と系列化の方針が作用していた。ただし、日常活動を旨とする新婦人を別にして、その他の政党系列的な婦人団体はえてしてカンパニア組織（行動提起のための看板組織）の性格を脱することができず、各婦人組織を独自に束ねる独自の共同行動は事実上出現しなかった。なお、福島県にあっては、新日本婦人の会（新婦人）福島県本部が 62 年 12 月に、日本婦人会議福島県本部が 66 年 8 月にそれぞれ結成されている。

ともあれ、50 年代後半から 70 年代初めに至る高度経済成長は、日本の経済・社会に大きな変化をもたらした。福島県においても、64 年 3 月の磐城・郡山地区の新産業都市の指定をうけて、小名浜港周辺での臨海重化学工業の立地、郡山周辺での内陸型工業（電機・精密機械など）の展開を中心として、新たな企業誘致が推進された。その一方では、県内農業人口の減少と兼業化が急速に進行し、エネルギー革命による常磐炭田の崩壊、化学・合成繊維におかれた養蚕・絹織物の大幅な後退がみられた。同時に、各種の電化製品・耐久消費財の普及は、農村部をふくめて大差なくひろがり、消費構造・生活様式の都市化が進行した。また、60 年代から福島県は人口流出超過に転じ、それと同時に、出生率が全国平均を下回るようになり、逆に人口高齢化率では全国平均を上回るようになった。こうして、会津の山間部や阿武隈山地を中心に過疎化がひろがり始めた。

そして、高度成長にともなう新しい社会状況に対応して、婦人たちの新しい活動領域もひろがってきた。すなわち、67 年 10 月には福島県商工会婦人部連合会が結成され、従来は家族従業者の地位にとどまりがちであった商工業関係の婦人たちが、より主体的な存在として登場するようになった。なお、これに類似した市部の福島県商工会議所婦人会連合会の結成は 80 年 7 月である。また、高度成長のもとの少年非行や犯罪の増加にたいして、66 年 7 月には福島県更生保護婦人会連盟が結成された。そして、消費生活などの急速な変化に対応する新生活運動の実践集団のひとつとして、69

年には福島県生活学校連絡協議会が結成された。さらに、72年5月に結成された福島県交通安全母の会連絡協議会は、各種自動車の普及のなかで増加する交通事故からとりわけ子供たちを守るための活動に取り組み、74年4月結成の福島県母親クラブ連絡協議会は、家庭の保育機能の弱まりのなかで、子供の健全育成のための活動に取り組んだ。これらの団体は、時代情況の要請に応える課題を追求することによって、その後いずれも会員数を増やしていく。

他方では、機械化・化学化が進行する農村にあつて、農協婦人部は、農業機械や農薬による災害についてのアンケート調査や講習会、農婦症調査などの健康対策に力を入れ始めた。そして、この時期から農協の合併・大型化による経営基盤の強化が追求され始めたが、それは農協婦人部にとっては顔の見える組織活動を困難にするという一面ももっていた。また、ますます多くの農家婦人がパートタイマーとして雇用され始めた結果、農協婦人部の空洞化と停滞の傾向があらわれ始めた。同様に、高度成長による工業化の影響は、海の汚染問題をひきおこし、漁協婦人部としても新たに有害合成洗剤追放運動などに取り組み始めた。

ところで、高度成長による人口の都市流動化は、結果として女子賃金労働者の増加につながるとともに、女子の職域を拡大していった。また、女子の高学歴化は、女性の権利意識と職業継続意識を高め、それは結婚退職制・若年定年制を旨とする経済界の思惑や慣行とは相容れない要素をふくんでいた。こうしたなかで、磐城セメント（現在の住友セメント）四倉工場の鈴木節子は、66年12月に結婚退職は憲法違反という画期的な判決（東京地裁）をかちとり、その後68年8月の和解成立（東京高裁）によって職場復帰するとともに、結婚解雇の根拠とされた採用時の「念書」制度も廃止された。かくして、この裁判事件は、その後の類似裁判事件のさきがけとして、差別的定年制を解消させていく大きな力となった。

そして、高度成長政策はあくまでも産業優先政策であり、一定の賃金上昇をともなったとはいえ、女性たちが働きつづけるための条件整備はつねに後回しにされていた。とりわけ、都市化と核家族化・共働き化のもとで、保育問題はますます深刻化していった。そして、保守長期政権のもとでの政治腐敗や、生活問題を中心とした女性たちの要求運動の高まりなどを背景に、67年4月には美濃部革新都政が誕生し、各地に革新自治体を生み出した⁸⁾。こうして、従来の経済優先の地方政治から暮らし・生活優先の地方政治への転換がおこり、その独自の施策はえてして国の基準を上回った。そして、「女・子どもの論理」と一部から揶揄されたこの生活重視の新しいうねりは、国の基準の改善、拡充に大きな影響を与えるとともに、「55年体制」に代わる多党化傾向を押し進めた。60年代末から、各種選挙の投票率において女性が男性を上回るようになったのは、やはり女性たちの政治的自覚の高まりの結果であろう。

なお、この間、55年2月の総選挙では福島2区（定数5人）で現職の山下春江と新人の平田ヒデがそろって当選した。また、62年7月の参議院議員選挙では山下春江（前衆議院議員）が全国区から当選し、翌63年11月の総選挙では粟山秀（福島1区）が叔父の地盤を引き継ぐ形で当選した⁹⁾。

8) なお、福島県における革新自治体（ゆるやかな保革連合）の波は、むしろ高度成長以後の70年代半ばにかけて出現する。

9) 平田ヒデは1回当選、山下春江は2期（12年）で引退、粟山秀は4回連続当選し、実弟に地盤をゆずって引退した（76.12）。

4. 男女共生・国際化時代の女性たち

50年代後半以来の高度成長は、国内的・国際的な諸条件に規定されて、70年代初めには完全に終息した。

そして、世界経済の大混乱の引き金となった73年秋以来の第1次石油危機のもとで、一転して不況とインフレ、モノ不足と狂乱物価が国民生活を直撃した。高度成長をつうじて日常生活のほとんどを商品経済に依存するようになっていた国民の多くは、さまざまな分野で生活上の危機を経験した。日用物資が店頭から消え、買い物パニックが発生した。女子パートタイマーの大量削減が進行し、在来型産業の中小企業が多い福島県ではその傾向が一層深刻であった。農村部にあっては、70年代後半からは兼業農家までもが減少に転じた。また、高度成長の終息と首都圏の人口吸引力の低下によって、福島県の人口は70年代後半からふたたび増加に転じたが、それは山間部でのひきつづく人口流出（第2次過疎化）と県内中核都市周辺への人口流動をともなっていた。そして、70年代から本核化した浜通りにおける原子力発電所の集中立地は、この地域がおおむね過疎地であって他にみるべき産業をもたないことを前提としていた。その一方では、高速道路や新幹線の開通と延伸、道路網の整備による首都圏へのアクセスの改善にも促がされて、80年代には福島県へのハイテク関連企業等の進出が相次ぎ、女子パートタイマーがふたたび増加し始めた。つまり、全国規模での農漁村の過疎化と都市部への人口集中の傾向が、県内規模でも一層明らかになってきたのである。

こうした状況のなかで、女性たちはどう対応してきたのであろうか。

まず、農業経営の不振と高齢化が進むなかで、農家の後継者難が深刻化し、あるいは農家の嫁不足が「嫁キキン（飢饉）」にまで深刻化して、一部には海外から「花嫁」を迎える事例もでてきた。同時に、地域の生き残りをかけた町おこし・村おこしの運動が懸命に模索され始め、女性たちの豊富な生活経験のなかからさまざまな特産品づくりのアイデアが生み出されてきた。また、米の減反・転作奨励政策のもとで、首都圏農業の一端を担う各種の野菜・果実・畜産品の生産が増大したが、農家女性は一層多忙化した。

そして、全般に都市的要素が拡大するなかで、女性たちの活動領域の拡大がみられた。たとえば、80年7月には福島県商工会議所婦人会連合会が結成され、都市部の商工業にたずさわる女性経営者の資質向上や地域社会への貢献を目指して、各種の事業活動を展開していくことになる。さらに、86年1月には福島県中小企業家同友会婦人部（その後女性部に改称）が結成されて、女性経営者または家族従業者の資質向上に取り組み始めた。また、87年のいわき女性建築士の会、91年の福島県建築士会女性部会（94年には女性委員会に昇格）の結成は、近年この分野での女性有資格者が着実に増加しつつあることの反映であるとともに、女性の細やかな生活感覚が住宅設計などにも生かされつつある。そして、代表的な女性職能団体としてすでに5つの看護系団体があったが、87年8月にはこれらを統合して福島県看護協会が結成され、高齢化社会の到来と保健・医療・福祉需要の高まりに対応する看護職員の資質向上などに取り組んでいる。看護協会の会員数は今日1万人（有資格者の約60%を組織）に達している。なお、福島県女子薬剤士会はすでに1954に結成されており、着実に会員数を増やしている。

また、民事・家事調停にたずさわる女性調停委員、母子福祉や高齢者福祉の充実に力を注ぐ女性

の民生・児童委員，犯罪・非行の防止と更生保護にたずさわる女性保護司なども，独自の集団研修をふくむ地道な活動を積み重ねながら，絶対数と対男性比率において着実に前進してきた。これは，公立学校や各種行政機関等における女性管理職の登用・増加などとともに，公的な場での実質的な男女共生・男女協働が進みつつあることを示している。その結果，「女性初」の事例が官民を問わずにひろがり始めるとともに，伝統的な男性職への女性の進出も目につくようになった。

女性の社会活動の前進は政治の分野でもみられた。すなわち，60年代末から選挙の投票率で女性が男性を上回ったのは福島県でも同様であった。そして，その背後では，女性の政治意識の前進を促がさずにはおかない国政や地方政治・日常生活上の重大問題が相次いでいた。その結果，70年代には10市中7市でいわゆる革新自治体（ゆるやかな保革連合）が出現した。そうしたなかで，77年1月には棚倉町長に藤田満寿恵が当選し，県下初の女性町長として5期連続当選を果したが，96年8月には任期を半年ほど残して辞職した。また，77年7月の参議院議員選挙では本県で活動してきた下田京子が全国区から当選したほか，83年4月の県議会議員選挙では初の女性県議として武田裕子（福島市区）が当選し，87年12月の県議補欠選挙（両沼郡区）では和田洋子が亡夫の議席を引き継いで当選した¹⁰⁾。

ところで，高度成長後の70年代には，女性の一層の社会進出がみられた。それは高度成長による女子労働力需要の拡大の結果であるとともに，家計支出の増大，女子の進学率の向上や社会志向の拡大などが作用していた。こうして，72年7月の勤労婦人福祉法によって「働く婦人の家」が郡山市（73年）と福島市（84年）に設置され，74年4月からの育児休業法によって公立学校教員や保母に育児休業（女子だけ，原則無給）が認められ，76年6月の戸籍法改正によって離婚後の姓の自由選択（婚姻中の姓を名乗るか旧姓にもどるか）が認められるようになったのは，いずれも女性の社会進出のひろがりに関連していた。

そして，75年の国際女性年（国連），76～85年の「国連女性の10年」，その最大の成果ともいえるべき79年国連総会における女性差別撤廃条約の採択は，それ自体がグローバルな意義をもつとともに，日本の女性政策の見直しと改革を迫るものでもあった。すなわち，女性差別撤廃条約を批准するには，現行法制の改廃・整備が必要だったからである。こうして，政府から県・市町村にまで婦人問題をあつかう行政機構や審議機関が設置され，各種の政策プランが策定されるとともに，85年5月には男女雇用機会均等法が成立（86年4月施行）した。均等法は労働分野における男女の機会均等を旨としつつ，その後の「保護ぬき平等」の流れを本格化させる出発点ともなった。さらに，85年6月には労働者派遣事業法が成立（86年7月施行）し，女子労働者を中心とした派遣労働者という新しい階層がひろがり始めた。したがって，この時期の重要立法である均等法や派遣法が女子労働者の機会の拡大や地位の向上にとって果してどれほどプラスの効果をもたらすかについては，多方面からの疑問や批判を免れえないものであった。そして実際，パートタイマーや派遣労働者をはじめとする女子の非正規・不安定労働者がますます増加していく。福島県においても，農村女性や主婦労働力を目当てに進出する中小・下請・関連企業でのパート雇用がさらに増加した。福島県での全般的な所得水準の低さにもかかわらず，消費支出や教育支出は全国的な波及効果を免れえな

10) 下田京子は参議院議員を2期（12年）つとめて転身，武田裕子は県議を3期（12年）つとめて引退，和田洋子は県議2期（7年半弱）のあと95年に参議院議員に当選（福島県選挙区）した。

いという情況のなかで、福島県の女性就業率は必然的に高まらざるをえず、そのことが地域婦人会や農協婦人部の日常的な担い手を細らせる効果ももっている。

他方では、女性問題をめぐる国際的な動きとその国内への波及は、女性運動にも新たな自覚を促すことになった。すなわち、男女平等の理念は国連憲章をはじめとしてもはや普遍的な原理となっていたものの、現実には依然として男性中心の社会システムがつづいてきていた。そこで、70年代の新しい動きは、男女平等を理念的にも実践的にも一歩具体化した男女共生の実現を目指すものであり、それはさらに男女共同参加、男女共同参画へと深化していくことになる。それはたんに「機会の平等」（形式的平等）にとどまらず、「結果の平等」（実質的平等）を実現させる具体的な制度や施策をも問うことになる。こうした問題意識の発展は、かの「婦人週間」の目標などにも反映され、さらに、その目標を直接かかげるかたちで、79年から実行委員会方式による「福島県婦人のつどい」（95年からは「福島県女性のつどい」に改称）が開始された。ただし、この「つどい」は、各級の行政機関が共催者や後援者として関与（補助金交付・祝辞など）しており、かの福島県婦人大会の初期段階（占領期）にみられた半官半民の「第三セクター」集会后退する可能性もなくはない。しかし、この「つどい」が、行政（福島婦人少年室）による「婦人週間」の独自企画を圧倒的に上回る参加者を結集ししていること、そして、女性たち自身（とくに地元実行委員会）の手づくりの活動がその成功を支えてきていることは大いに評価されるべきであろう。また、この「つどい」の開催要綱の表紙には「国連女性の10年」のシンボルマークがかざられており、この集会在身近かな生活問題から世界にまで目を向けていることを示唆しているが、そうした視野のひろがりや県婦連の福島県婦人大会にもあらわれている。つまり、県婦連は「つどい」実行委員会の最有力団体でもあるからである。かくして、この時期から、国際交流を目的とするいくつかの女性団体が結成され、こうした女性・婦人団体の新たなひろがりのなかで、85年2月には新たに福島県婦人団体連絡協議会（96年4月には福島県女性団体連絡協議会に改称）が結成された。この後、女性による国際交流活動は行政とも提携してさらに活発化し、95年9月に北京で開かれた第4回世界女性会議のNGO（非政府組織）フォーラムには、福島県からも90人以上が参加した。

女性の意識の向上は大衆的な文化活動にも反映された。すなわち、70年代から全国的に「女性史ブーム」がひろがり始めた。これは女性たち自身による自我への知的関心の高まりを背景としつつ、これまでの歴史観の再検討を迫ることもなりうるものであった。こうしたなかで、78年2月には福島県女性のあゆみ研究会が発足し、翌3月からは月刊誌『福島県女性のあゆみ』を発行しつづけることになる。さらには、この間の県内における女性運動の掘り起こしと記録、有名・無名の女性先駆者についての探求などが、主として女性自身の手によってなされるようになった。そのなかには、ひろい県域にあって相対的に独自の歴史と風土を有してきた県内各地の地域女性史的な労作もふくまれている。

また、県内の文化活動を対象とする福島県文学賞（県教育委員会主催、1948年創設）、福島県文化功労賞（同前所管、52年創設）、福島民報出版文化賞（福島民報社主催、78年創設）などにおいても、この間女性の受賞者が着実に増加している。県内の大学等での女性教員や在野の女性研究者もその厚みを増している。

そうした一方で、戦後復興期のあとをうけた高度成長期が主として物的豊かさの追求に傾かざる

をえなかった結果として、70年代以降には人間生活の質的側面が改めて問われることになった。たとえば、食品の安全対策、無農薬・有機農産物の産地直送活動、子育て・いじめ問題、通学路の安全対策と学童保育、私設文庫や公共図書館の充実、児童文化活動、そして趣味・教養・文化活動などである。これらの課題は、最低限の衣食住の確保を目指した戦後復興期の運動課題とも、女性が職場で働くための条件確保を目指した高度成長期の運動課題とも趣を異にするきわめて現代的な課題といえよう。そして、この種の課題は本来は男女共通の社会的課題ではあるが、現実には既存の女性団体の活動の一環として、あるいは独自の課題別女性団体の専門的活動として、主として女性たちによって担われてきたことはまぎれもない事実である。県内でも、こうした文化的要素をふくんだ活動がひろがってきている。

さらに、90年代を迎えると、官民あがて「婦人」から「女性」への名称変更が始まった。たしかに、この婦人という呼称は、既婚者またはそれに相当する年齢層の女性をイメージさせ、それはとくに独身女性や子供のいない女性にとっては、「婦人にあらざる婦人」という意味である種の違和感を与えてきた。そして、男女共生という今日的観点からみたとき、「婦人」に対応する適当な男性呼称は存在せず、男性に対すべきは女性にほかならないということである。かくして、行政組織や政策プランなどの名称が「婦人」から「女性」にかわり始め、各種の団体やイベント類（大会・集会など）の名称も「女性」化に動き始めた。同時に、「婦人」という訳語を遡って「女性」におきかえる傾向も強まっている。県内での「女性」化の一端はすでに例示したとおりである。

ところで、バブル経済がはじけた後の90年代の日本経済は、一方では女子雇用の「パート・派遣化」の傾向をますます強め¹¹⁾、他方では、女子正規雇用の大幅削減による女子学生の就職難を構造化させている。こうしたなかで、不況と国際化に対処する「規制緩和」策として、女子労働にも重大な影響を与える労働立法の改変がさらに本格化しつつある。すなわち、96年12月には労働者派遣の対象職種が拡大され、次には原則自由化さえ目指されている。また、97年6月には雇用機会均等法と労働基準法が改定（99年4月施行）され、女子の時間外労働・休日労働・深夜業が原則自由化されることになった。さらに、有期雇用契約期間の緩和（1年以内→3～5年）への動きは、とりわけ女性労働者にとっては若年定年制・結婚退職制の実質的な復活に道を開くことになる。そして、このような「規制緩和」は、男女共同参画社会の実現にとって不可欠の前提となる「男女ともに仕事も家庭も」の実現を一層困難にし、社会的ルールの喪失につながる危険を大きくすることになる。したがって、21世紀に向けて求められるのは、むしろ女子保護の男子への拡大であるはずである。

他方では、90年代を迎えて、人口高齢化の進展がますます顕著になってきた。95年の人口高齢化率をみると、全国が14.8%、福島県が17.4%になっており、福島県は全国平均を5年ほど先行している。また、95年時点の高齢化率を市町村別にみると、会津山間部の昭和村が40%をこえたほか、90市町村中53町村が20%をこえている。さらに、後期高齢人口（75歳以上人口）の割合は全国が6.1%、福島県が6.6%であり、県内市町村別では会津の金山町が17.7%に達しているほか、すでに14町村が10%をこえている。そして、男女の平均寿命差（女性が6.5歳ほど長生きする）と夫婦間

11) 93年12月には新たにパートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）が施行されたが、それは実質1,000万人（そのうち70%が女性）ともいわれるパート労働者そのものを脇においたままの事業主向けの立法にとどまっている。

の年齢差（一般には男性が年長）が重なって、高齢者の男女比は4対6、一人暮らし高齢者の男女比は2対8に片寄り、高齢者・高齢世帯の女性化傾向はますます明らかとなっている。

かくして、高齢者介護の問題はますます重要になっており、その担い手の圧倒的部分が嫁、妻、娘すなわち女性によって占められていることも明らかである。そこで、政府の「高齢者保健福祉推進10カ年戦略（ゴールドプラン）」（89年12月）やその後半部分を補訂する「新ゴールドプラン」（94年12月）、その間における各地方自治体の高齢者（老人）保健福祉計画が策定されて、家庭介護を支援する施設や要員の拡充が目指されているとはいえ、なお需給ギャップは大きいものがある。また、91年の育児休業法（育児休業の一般的適用）を95年に改正した育児・介護休業法によっても、老親との同居、近隣居住もままならない住宅・社会環境などのもとでは、思うにまかせないところが少なくない。そこでさらに、97年12月には新たに介護保険法が制定（2000年4月施行）されたが、「保険あって介護なし」の心配をふくめて、その円滑・正常な実施を危ぶむ声も少なくない。そして、高齢者介護の担い手としてむしろ積極的に女性を位置づけるとすれば、ホームヘルパーをはじめとする福祉労働の重要性を正当に位置づけ、福祉労働者の思いきった待遇改善と権利の拡大を図らなければならないはずである。また、来たるべき21世紀の高齢社会に向けて、何よりもまず心身ともに健康な高齢世代をつくっていくことが重要であり、そのためにも現役世代が心身ともに健康でゆとりある生活を確保し、余力をもって高齢世代に移行することが必要なはずである。これまた「規制緩和」万能論が批判されるべき所以である。

さて、人びとが否応なしに20世紀末を意識し始める90年代を迎えて、世界の体制は大きく変貌し、国内政治も大きく流動化した。そうしたなかで、93年11月の福島市長選挙と96年9月の県知事選挙では、いずれも現職候補にたいして女性候補が立候補して善戦した。女性候補の出現は、政治と暮らしの関係をより身近かに実感させるうえでも意義があった。また、91年4月の一斉地方選挙では2人の女性県議（福島市区、両沼郡区）が再選されたが、次の95年4月の県議選では新人の阿部裕美子（伊達郡区）のみの当選となった。さらに、95年7月の参議院議員選挙では、福島県選挙区から和田洋子（前県議）が初当選して、県選出の初の女性参議院議員となった。

そして、男女が仕事と家庭の両面において真の共同・共生を実現するうえで大きな障害のひとつとなってきた性役割固定化教育の是正が始まった。すなわち、89年の新しい学習指導要領によって、中学・高校でも家庭科の男女共修・共学が実現した。また、県立高校での男女別学制についても、96年度から漸次解消に向かった。さらに、女子教育への社会的関心が高まるなかで、この間にいくつかの女子向け学部・学科の改編が行われ、郡山女子大学では92年度に大学院修士課程、96年度には博士課程が設置された。女性の高学歴志向、専門職業志向の高まりは、来たるべき時代における女性の地位向上と男女共同参画社会の実現にとっても重要な意味をもつであろう。

そのほか、安藤ヨイ子が97年3月からの1年間女性初の福島県弁護士会会長をつとめたのをはじめ、さまざまな分野で多くの女性たちが実績をおさめ、各種の受賞によってその成果が社会的に認知されている。同時に、マスコミを飾る「女性初の…」という各種の報道は、そこに福島県の女性たちがきりひらきつつある新しい地平のひろがりを示しているとともに、それはまたやがては「女性初の…」が今日ほどのニュース・バリューをもたなくなるような真の男女共同参画社会の実現のための必要な歩みのようにもみえる。